

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔平成23年度に鳥取県議会議員へ交付
された政務調査費の使途について〕

平成25年8月

鳥 取 県 監 査 委 員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

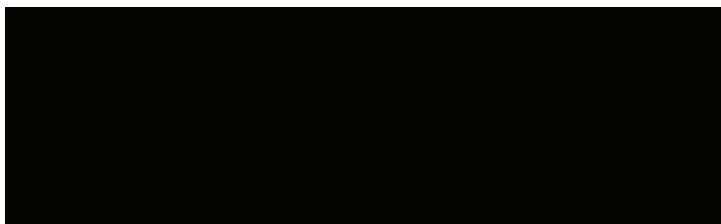
第 1 住民監査請求（鳥取県職員措置請求書）の概要	
1 監査の請求	1
（1）請求人	1
（2）請求のあった日	1
第 2 請求の要旨	
1 請求人の主張	1
2 措置請求	1
第 3 請求の受理	
1 受理	2
2 理由	2
第 4 請求の理由	
1 政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲	2
2 按分支出	3
3 その他の支出基準	3
4 調査・検討の対象	3
5 調査・検討のポイント	4
6 調査・検討の結果	4
第 5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会	
1 陳述の概要	5
第 6 請求書の訂正	5
第 7 監査の実施	
1 監査対象事項	6
2 監査対象機関	6
3 監査実施期間	6
4 監査の実施方法	7
（1）監査の実施方針	7
（2）議会事務局の監査の実施	8
（3）関係人の調査	8
5 監査の執行者	8
6 監査委員の除斥	8
第 8 本件請求に対する結論及び勧告	
1 監査委員の判断	9
2 勧告	10
第 9 本件請求に係る監査の結果	
1 政務調査活動報告書に関する摘示事項について	10
（1）請求人の主張要旨	10
（2）摘示事項	10
（3）監査の結果	11
2 按分支出に関する摘示事項について	11

(1) 請求人の主張要旨	11
(2) 摘示事項	11
(3) 監査の結果	12
3 その他個別摘示事項について	15
(1) 市谷知子議員の政務調査費に係る摘示事項	15
(2) 上村忠史議員の政務調査費に係る摘示事項	15
(3) 内田隆嗣議員の政務調査費に係る摘示事項	17
(4) 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項	18
(5) 興治英夫議員の政務調査費に係る摘示事項	18
(6) 国岡智志議員の政務調査費に係る摘示事項	18
(7) 砂場隆浩議員の政務調査費に係る摘示事項	19
(8) 谷村悠介議員の政務調査費に係る摘示事項	20
(9) 鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項	21
(10) 錦織陽子議員の政務調査費に係る摘示事項	21
(11) 浜崎晋一議員の政務調査費に係る摘示事項	21
(12) 浜田妙子議員の政務調査費に係る摘示事項	22
(13) 廣江弌議員の政務調査費に係る摘示事項	22
(14) 福田俊史議員の政務調査費に係る摘示事項	23
(15) 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項	25
(16) 藤縄喜和議員の政務調査費に係る摘示事項	26
(17) 安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項	26
(18) 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項	27
第10 意見	27
1 ガイドラインの運用の徹底について	28
(1) 領収書等について	28
(2) 会費について	28
(3) 政務調査活動報告書について	28
2 按分率の記載について	28
3 おわりに	29
資料 1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）	
資料 2 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）の訂正書	
資料 3 政務調査費議員必携（政務調査費ガイドライン、関係法令等収録）	

第1 住民監査請求（鳥取県職員措置請求書）の概要

1 監査の請求

（1）請求人



（2）請求のあった日

平成25年6月21日

第2 請求の要旨

1 請求人の主張

（1）平成23年度における鳥取県議会議員全員の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なものがある。

（2）これらの議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

（3）鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、これらの議員に対して返還請求権（不当利得返還請求権）を有しているところ、鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、その返還請求を怠っており、これは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に該当する。

（摘示のあった議員）

市谷知子議員、上村忠史議員、内田隆嗣議員、内田博長議員、興治英夫議員、国岡智志議員、斉木正一議員、砂場隆浩議員、谷村悠介議員、鉄永幸紀議員、錦織陽子議員、長谷川稔議員、浜崎晋一議員、浜田妙子議員、廣江弐議員、広谷直樹議員、福田俊史議員、福岡裕隆議員、藤井省三議員、藤縄喜和議員、前田八壽彦議員、安田優子議員、山口享議員、横山隆義議員（以上24名）

2 措置請求

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、以下のための必要な措置をとることを勧告するよう請求する。

（1）全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号。以下「規則」という。）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写し及び証拠書類の

写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。

(2) 全議員に対して、不当な支出を是正させること。

第3 請求の受理

1 受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定による政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成25年6月28日付けで受理した。

2 理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定による返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

なお、措置請求は、全議員に対する全項目に亘る監査の実施を求めているが、平成2年6月5日の最高裁判所判決（民集44巻4号719頁）では「監査請求の対象は個別的、具体的に摘示されたもの以外は、監査委員は監査する義務を負わない。」と判示している。

したがって、住民監査請求に基づく監査対象としては、本件請求書に記載されている個別的、具体的に摘示された事項とした。

第4 請求の理由

監査委員としては、本件請求に係る鳥取県職員措置請求書の請求の理由の要旨を次のとおりとした。

1 政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

政務調査費（注：平成25年3月1日からは、政務活動費に改称）は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項及びこれに基づき制定された「鳥取県政務調査費交付条例」（以下「条例」という。平成25年3月1日からは、鳥取県政務活動費交付条例）に基づいて各県議会議員に交付される。

条例は第4条第2項において、「議長は規則で定める使途基準に従い、政務調査費の使途及び手続に関する指針を定める」こと、同条第3項において、「議員はこの指針を尊重しなければならない」ことを規定している。

平成23年度の政務調査費については、当該年度途中の9月議会において、政務調査費の使途を規定するガイドラインの一部が改正され、年度後半の10月1日より新ガイドラインに規定された支出の計上と、支出に関する報告の様式が適用されることになった。

市民オンブズ鳥取は、上記に説明した法、条例、規則及びガイドラインの使途基準をもとに、各議員の政務調査費の計上が適正であるか否かを調査検討してきた。

2 按分支出

ガイドラインは、「政務調査活動」とその他の「政治活動」が混在する活動に要した経費についての按分について、「原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにする（按分の根拠を明示すること）」を求めている。

市民オンブズ鳥取は、按分の根拠が明示されていない支出の計上は、ガイドラインを無視したものとして、政務調査費の充当は認められないとした。

3 その他の支出基準

次の各項に該当する支出は、平成23年度政務調査費として適正な計上とは認められない。

- (1) 違う年度にした支出（年度をまたぐものなど）
- (2) 領収書の無いもの（支出した実費が客観的に確認できないもの）
- (3) 違法な支出（違法性が疑われる支出を含む）
- (4) 領収書の日付が無いもの
- (5) 国外調査並びに県外調査についての「政務調査活動報告書」が欠落しているもの
- (6) 議員本人、議員と住所を同じくする個人または法人もしくはそれらと実質的に同視しうる個人又は法人に対する支出
- (7) 支出内容が具体的でなく、政務調査活動の実態と結び付けることができないもの
- (8) 年度末に駆け込み的に支出が行われていて、当該年度の政務調査に資することが無かったと推定される支出
- (9) 趣味、その他の支出で一般的市民感覚から政務調査費を充当することへの理解が得られないような支出

4 調査・検討の対象

平成23年度政務調査費収支報告書に実費支出のあった34名の議員全員の支出内容を対象とした。

具体的には、平成24年7月4日に①全議員の平成23年度政務調査費の政務調査出納簿、国外調査報告書、県外調査報告書、政務調査活動報告書、自動車使用記録簿、及びこれらに類する資料、②全議員の政務調査補助員に関する一切の資料、の開示請求を行い、平成24年8月17日に、④政務調査補助員の住所、給与の額、⑤支出、購入先事業者名を非公開とする以外の情報開示がなされた。（その後当該情報開示についての異議申し立てをした結果、平成24年11月29日の鳥取県議会情報公開審査会の答申を受けて、同年12月12日政務調査補助員の住所と給与等の個人情報並びに支出、購入の相手先が個人であって県議会情報公開条例の個人情報に該当するものの以外の情報開示がなされた）

これ等の資料を調査・検討し、さらに、政務調査費の各項目のうち「調査研究費」「広報費」「事務所費」及び「事務費」の4項目について計上額が多かった順に5人の議員をピックアップして領収書等の証拠書類の開示を求め、政務調査出納簿と証拠書類との突合をして、適正な支出かどうかの精査を行った。

5 調査・検討のポイント

- ① 政務調査活動に使用した経費の実費に基づく計上か
- ② 按分の根拠が説明されているか（100%の充当についてもその活動が政務調査に100%該当する理由の説明が存在するか）
- ③ 政務調査活動報告書は適切な内容で作成されているか
- ④ 人件費や事務所費に関する支出に違法性はないか
- ⑤ 年度途中でガイドラインの改正がなされたが、その事への適応はされているか
- ⑥ 備品の購入等について、直接政務調査活動に必要な経費として妥当かどうか

6 調査・検討の結果

各議員の不適正な支出、あるいは妥当性に疑問のある支出の計上を表にまとめて別紙添付資料【Ⅱ】に指摘しているが、全体的に当該年度政務調査費の計上を総括的に見たときに、以下の点で注目すべき事実が見られたので指摘をする。

- (1) 年度途中でガイドラインの改正に対する適応が一部不完全であった。特に自家用自動車の燃料費の計上について、折角のガイドラインの改正の趣旨（透明性を高め説明責任の向上を狙った）が十分に活かしていないのは残念である。
- (2) 「県外または国外において政務調査活動を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある」とガイドラインに明記されている。調査活動報告書の内容が適正でない計上については認めるべきでないとする。
- (3) 人件費についての証拠書類の記録は勤務日数のみのケースがほとんどであり、従事した業務の内容についての説明がないケースが多かった。調査研究費を充当した県内活動についても単に「懇親会参加」とか「懇談会参加」と言う名目だけで内容不明の集まりに参加した経費を計上しているが、何のためにどのような調査活動をしたのかについては皆目説明されていない。このような内容の不透明な行動への支出は政務調査費の対象として認めるべきではない。

添付資料【Ⅰ】平成23年度政務調査費の各議員の指摘事項

添付資料【Ⅱ】各議員の指摘事項一覧

添付資料に記載されている摘示事項については、「第9 本件請求に係る監査の結果」の中に、請求人の主張要旨、摘示事項として要旨を記載した。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、平成25年7月3日に公開により陳述を聴取した。

1 陳述の概要

陳述の概要は、以下のとおりである。（住民監査請求書との重複事項を除き、要約して記載する。）

(1) 今回の視点について

ガイドラインは一応正しいものとして、ガイドラインとの関係でどのようにガイドラインに違反しているかあるいはガイドラインの趣旨が侵されているのではないか、そういう問題の指摘をする形でこのたびは請求をした。平成23年度のうちの9月までは旧ガイドライン、10月からは新ガイドラインに基づいて住民監査請求を行った。

(2) 全議員の監査について

本件の監査請求については、添付資料に記載して指摘した19名についてのみ監査委員に対して措置請求をしているのではない。19名については一定の分析の過程からそのようになっただけであり、監査委員に対しては、全議員に対し再度このガイドライン等の基準に合っているかについて突合を行って、そして不適正なものについては県に対して返還させるという措置を求めている。19名になった経過については、政務調査費の4項目（調査研究費、広報費、事務所費、事務費）は多く使った上位5人をそれぞれピックアップし、人件費については、全員チェックした。さらに1議員については、資料購入費についても問題として検討した。問題にした項目は、9項目中6項目である。6項目についてしか行っていないので、それを指摘するに留めているが、少なくとも目についただけでもこれだけの問題点がある以上、全議員に対して、きちんと監査委員は監査を行っていただきたい。

(3) 住民監査請求書の訂正について

請求人から次のとおり請求書の訂正の申し出があり、了承した。

藤井議員について、議会事務局から情報公開請求で提供した文書中に藤井議員の政務調査活動報告書3枚が欠落していた旨の報告があったので、当該調査報告書を提出していないものとして記載していたところを削除した。

国岡議員について、請求人が固定資産関係として事務所等の修繕などに関するお金は本来、政務調査費を使うべきでなかったと指摘していた部分について、情報公開請求後に、国岡議員自らが、これは政務調査費としては支出しないということで修正したので、この部分を削除した。

第6 請求書の訂正

請求人から平成25年8月7日付けで興治英夫議員の政務調査費（明石駅での週刊誌代）の削除、その他文言を修正した鳥取県職員措置請求書（住民監査請求）訂正書が提出され、了承した。

第7 監査の実施

1 監査対象事項

平成25年6月21日に受理した鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）、同年7月3日の陳述及び同日並びに8月7日の訂正を一体の請求として扱い、監査対象事項は、具体的に摘示されている平成23年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

24名の議員の政務調査費に係る摘示事項

- ア 市谷知子議員の政務調査費に係る摘示事項（11件）
- イ 上村忠史議員の政務調査費に係る摘示事項（24件）
- ウ 内田隆嗣議員の政務調査費に係る摘示事項（24件）
- エ 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項（4件）
- オ 興治英夫議員の政務調査費に係る摘示事項（7件）
- カ 国岡智志議員の政務調査費に係る摘示事項（56件）
- キ 斉木正一議員の政務調査費に係る摘示事項（3件）
- ク 砂場隆浩議員の政務調査費に係る摘示事項（21件）
- ケ 谷村悠介議員の政務調査費に係る摘示事項（58件）
- コ 鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項（31件）
- サ 錦織陽子議員の政務調査費に係る摘示事項（15件）
- シ 長谷川稔議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）
- ス 浜崎晋一議員の政務調査費に係る摘示事項（6件）
- セ 浜田妙子議員の政務調査費に係る摘示事項（49件）
- ソ 廣江弑議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- タ 広谷直樹議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- チ 福田俊史議員の政務調査費に係る摘示事項（43件）
- ツ 福岡裕隆議員の政務調査費に係る摘示事項（5件）
- テ 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項（28件）
- ト 藤縄喜和議員の政務調査費に係る摘示事項（3件）
- ナ 前田八壽彦議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- ニ 安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）
- ヌ 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項（5件）
- ネ 横山隆義議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）

2 監査対象機関

鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 監査実施期間

平成25年6月28日から同年8月9日まで

4 監査の実施方法

(1) 監査の実施方針

監査委員は、定期監査において、条例第4条第2項に基づき定められた「政務調査の使途及び手続に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）により適否を判断しており、本件請求に基づく監査においても平成23年度に適用されていたガイドラインをその使途基準として取り扱うこととした。

(参考)

政務調査費制度に係る主な経緯

時 期	内 容
平成13年2月議会	○鳥取県政務調査費交付条例の制定 (平成13年4月1日施行) 地方自治法の一部が改正され、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付できるとされたことに伴い、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めた。
平成16年5月議会	○鳥取県政務調査費交付条例の一部改正 (公布施行。平成16年度分から適用) 鳥取県議会議員が県政に関する調査研究に資する支出に充てる政務調査費の使用の状況を調査するため、政務調査費に係る収支報告書の写し及び証拠書類の写しを代表監査委員に提出することとした。 ＜領収書の添付を義務付け＞
平成18年11月議会	○鳥取県政務調査費交付条例の一部改正 (平成19年4月1日施行) 政務調査費の適正な執行を図るため、ガイドラインを議長が策定するとともに、収支報告書の内容について必要な調査を議会事務局長が行うこととした。
平成19年4月1日	○政務調査費議員必携を制定し、ガイドラインを収録 ＜出納簿・県外及び国外調査報告書の提出を義務付け＞
平成19年12月17日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正
平成21年1月9日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正

平成22年7月5日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正
平成23年9月26日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正
（注） 平成24年12月25日	○鳥取県政務調査費交付条例の一部改正 （平成25年3月1日施行） 地方自治法の改正に伴い、鳥取県政務活動費交付条例に改称等の改正を行った。
平成25年3月26日	○政務調査費議員必携（ガイドライン）の一部改正 ※政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針に改称

（注）平成23年10月1日以降適用（旅費早見表は平成23年4月1日から廃止）

（２） 議会事務局の監査の実施

24名の議員について、本件摘示事項について、収支報告書と証拠書類の写しを突き合わせ、その上でガイドラインに沿った支出がなされているかについて監査を実施した。

（３） 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、本件摘示事項を踏まえ、支出目的及び内容の確認を要するものについて、法第199条第8項の規定に基づき、必要に応じ17名の議員に対し、文書照会等による調査を行った。

５ 監査の執行者

監査委員 岡 本 康 宏

監査委員 伊 木 隆 司

監査委員 湯 口 夏 史

６ 監査委員の除斥

本件請求は議員の政務調査費の使途に関するものであるため、議員である監査委員浜田妙子及び監査委員前田八壽彦は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかった。

第 8 本件請求に対する結論及び勧告

第2の2の(1)の「全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。」及び(2)の「全議員に対して、不当な支出を是正させること。」について

1 監査委員の判断

本件請求に基づき、摘示のあった議員に対し関係人調査を行う等の監査を行った結果は、「第9 本件請求に係る監査の結果」に示すとおりであるが、次のとおり不適切な事項があった。

- (1) 後援会活動に関する郵送料が含まれていたため、不適切な支出と判断されるものが3件128,150円あった。
- (2) 燃料費等の積算方法が適切でないため、不適切な支出と判断されるものが2件3,791円あった。
- (3) 政務調査活動として関係が不明な宿泊料のため、不適切な支出と判断されるものが1件4,800円あった。
- (4) 個人的資格要件で加入している団体の会費であったため、不適切な支出と判断されるものが1件1,000円あった。
- (5) 年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたい物品を年度末に購入していたため、不適切な支出と判断したものが、7件208,820円あった。

(1) から (5) までの事項については、収支報告書の修正及び所要の返還措置を講ずる必要があると判断する。

これによる修正及び返還が必要な額は、次表のとおりである。

平成23年度政務調査費修正必要額及び返還必要額

(単位：円)

議 員 名	収 支 報 告 書 既 報 告 額	監 査 委 員 が 認 め た 修 正 必 要 額 (不 適 切 な 額)	既報告額か ら不適切な 額を除いた 額	監 査 開 始 以 降 に 議 員 が 修 正 した 額	平成23年 度に交付 された政 務調査費	返 還 必要額 $f = e - c + d$ ($f < 0$ の場合 は0)	不 適 切 な 事 項 の 該 当 箇 所
	a	b	$c = a - b$	d	e		
浜崎晋一 議 員	2,910,759	128,150	2,782,609	△ 128,150	2,910,759	0	(1)
上村忠史 議 員	3,182,430	9,591	3,172,839	△5,800	3,000,000	0	(2) (3) (4)
谷村悠介 議 員	3,128,083	208,820	2,919,263	0	3,000,000	80,737	(5)
合 計		346,561				80,737	

(注) a 及び e の額は、平成25年6月28日(請求書受理日)時点の額である。

なお、(1) から (5) までの事項以外に不適切な政務調査費の使途は認められず、定期監査においても必要な調査を行ったことから、全議員について再度の調査を行う必要性は認められなかった。

2 勧告

平成23年度に交付した政務調査費について、法第242条第4項の規定に基づき鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対して次のとおり勧告する。その措置については平成25年10月19日を期限として回答すること。

＜政務調査費に係る収支報告書の是正及び返還措置＞

1 で認められた不適切な支出について、既に修正報告がなされたものを除いて、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。

第9 本件請求に係る監査の結果

1 政務調査活動報告書に関する摘示事項について

(1) 請求人の主張要旨

- ア 政務調査活動報告書として、同一内容の書類を提出していた。
- イ 記述が乱暴で突っ込んだ調査をした跡が見受けられない。県政の課題に対してどのような政策マインドを抱いて研修や調査をしたのかが見えず、内容が政務調査活動報告書の体をなしていない。
- ウ 儀礼的意味合いを持つ交流事業への参加が主たる目的の活動である。
- エ 視察途中に世界遺産指定の「相倉合掌造り」集落を見学しているが、本来の視察目的から外れている。

(2) 摘示事項

- ① 7月19日島根原子力発電所の視察 ((1)アに該当)
議員：内田隆嗣、斉木正一、鉄永幸紀、浜崎晋一、藤縄喜和、前田八壽彦、安田優子、山口享、横山隆義
- ② 8月24日～8月26日北海道政務調査 ((1)アに該当)
議員：内田博長、斉木正一、広谷直樹
- ③ 10月18日～10月19日北陸地方政務調査 ((1)ア及びエに該当)
議員：内田博長、斉木正一、福田俊史
- ④ 平成24年1月9日～1月12日台湾調査 ((1)ウに該当)
議員：福田俊史、藤縄喜和、山口享、横山隆義
- ⑤ 県外政務調査活動報告書 ((1)イに該当)
議員：谷村悠介議員 2月17日(大阪府庁)、3月29日(松山市)
長谷川稔議員 3月11日(福島県)、3月22日(岡山県)

(3) 監査の結果

(2) の①、②及び③ ((1) のアに関する部分に限る。) 並びに (2) の⑤については、ガイドラインでは政務調査活動報告書について様式を定め、調査事項、調査年月日、場所、調査の相手方、目的・内容・結果等をまとめることとされており、各議員の政務調査活動報告書を確認したところ、所定の様式にそれぞれの項目に沿って記載されていた。

政務調査活動報告書が同一の内容であったとしても、議員が自らの報告として認識しているのであれば、不適正とは言えない。また、必要事項が記載されていれば、記述内容は議員の判断に委ねられているので、簡略したような文面であったとしても、不適正とは言えない。

また、(2) の④については、儀礼的な交流事業かどうかは、実態で判断すべきであり、議員自身が政務調査活動として行ったものであることを確認できたので不適正とは言えない。

以上の事項については、いずれも不適切な支出でないと判断した。

(2) の③の(1) のエに関する部分については、3人の議員に対し、関係人調査を行ったところ、北陸方面の調査の際に訪問したもので、本県の観光振興策の参考とするため、地域資源を活用した観光の取組の調査を行ったとの回答があった。政務調査活動報告書に記載されていないが、政務調査活動として行った事実が確認できたので、支出は不適正とは言えないと判断した。ただし、政務調査活動報告書を修正する必要がある。

2 按分支出に関する摘示事項について

(1) 請求人の主張要旨

ガイドラインは、「政務調査活動」とその他の「政治活動」が混在する活動に要した経費についての按分率について、「原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにする（按分の根拠を明示すること）」ことを求めている。

按分の根拠が明示されていない支出の計上は、ガイドラインを無視したものととして、政務調査費の充当は認められない。

(2) 摘示事項

- ア 内田隆嗣議員の5月分事務所賃借料外22件
- イ 興治英夫議員のシャープペン・ボールペン外5件
- ウ 国岡智志議員の電子辞書代外50件
- エ 砂場隆浩議員の政務調査レポート代外18件
- オ 谷村悠介議員の事務所用棚外1件
- カ 鉄永幸紀議員の県政報告印刷費外26件
- キ 錦織陽子議員の封筒代（議会報告送付用）外14件
- ク 浜崎晋一議員の議会報告の郵送料外3件
- ケ 浜田妙子議員の事務所賃借料・駐車場料（4月分）外47件

- コ 福岡裕隆議員の議会だより作成経費外 4 件
- サ 藤井省三議員の 4 月分燃料代外 3 件

(3) 監査の結果

議会事務局に按分率の根拠の明示について確認したところ、文章若しくはガイドラインに示す按分計算の例のように明示することが望ましいものではあるが、その算出結果による按分率が示されていれば按分率の根拠を明示したものと認めて運用しているとの回答があった。

その回答を受け、ガイドラインが適切に運用されているか実態を確認する必要があると判断し、議員に対し、当該摘示事項における政務調査活動と他の活動との按分について証拠書類の確認と併せて、関係人調査を行ったところ、各議員から別表のとおり活動内容及び実績に基づき政務調査活動に充当している経費である旨の回答を得た。

議員がガイドラインに沿って自らの責任に基づき按分率を決定し、計上したものであることから、次に記載するもの以外のものについては、不適切な支出ではないと判断した。

浜崎晋一議員の議会報告に係る郵送料及び葉書費用（広報費）については 3 件あり、そのうち 6 月 16 日の議会報告は殆どが後援会活動に係る内容であり、郵送料 101,150 円は、不適切な支出と判断した。

また、12 月 8 日、3 月 8 日の議会報告は、前議会の報告と次議会の質問案件の内容であるが、問い合わせ先が後援会となっていることから政務調査活動と後援会活動が一体となっており、按分率を 100 パーセントとすることは認められないと判断した。このため、議員に確認したところ、按分率を 80 パーセントに見直すとの回答があった。この按分率は、議員が改めて見直して決定されたものであり、ガイドラインの運用に照らし、不適切とは言えない。したがって、当初の按分率 100 パーセントから 80 パーセントに修正されたことによる 20 パーセントの減に相当する額（60,000 円のうち 12,000 円、75,000 円のうち 15,000 円）は、不適切な支出であったと判断した。

なお、平成 23 年度政務調査費収支報告書は、議員により平成 25 年 8 月 5 日付けで次のように修正報告がなされている。

- ・ 6 月 16 日の議会報告は、郵送料 101,150 円全額を削除
- ・ 12 月 8 日及び 3 月 8 日の議会報告は、葉書代について、按分率 80 パーセントで再計算し、それぞれ 12,000 円及び 15,000 円を減額

【別表－按分の考え方】

議員名及び 調査事項	回 答 要 旨 及 び 確 認 事 項
ア 内田隆嗣議員 (事務所賃借料)	・ 人件費について 1 週間の労働のうち、議事調査が 4 分の 3、政治活動が 4 分の 1 ある。1 週間に 1 回程度、葬儀

及び人件費)	の代理出席が約 1 時間30分があるので議事調査から私事として 3 パーセントを差し引いて按分率72パーセントとしている。 ・事務所賃借料も同じ率を適用している。
イ 興治英夫議員 (事務費)	次のとおり証拠書類により監査委員事務局で確認できた。証拠書類に按分率を政務調査費90パーセント、後援会活動 5 パーセント、その他の活動の 5 パーセントと記載している。
ウ 国岡智志議員 (事務所費及び事務費)	・電子辞書代、コピー代その他の事務用品は、政務調査活動に使用したもので按分率100パーセントとしている。電話機は、事務所移転に伴い購入したもので按分率100パーセントとしている。 ・事務所費（電気代）は、後援会事務所と議員事務所が同一の建物を使用していたが、政務調査活動に専念するために議員事務所を移転し、按分率を40パーセントから100パーセントにした。 ・事務費（通信費）も事務所費と同様である。
エ 砂場隆浩議員 (広報費、事務所費)	・事務所費については、県民の意見を聴く拠点として「県政ひろば」を設置したものであるが、看板を設置し、広告宣伝になっている面もあるので、4 分の 1 程度を除外し、按分率75パーセントとした。 ・広報費は、議員活動を P R する側面もあるので、「県政ひろば」より P R 面が多いと考え按分率70パーセントとした。
オ 谷村悠介議員 (事務費)	・政務調査に必要なものと私用等とは別の領収書に完全に分けているため、按分率100パーセントで計上している。
カ 鉄永幸紀議員 (広報費)	・県政報告の内容は、執行部のチェック及び自らの県政における政策提言、住民の意見を政策に反映させる政策提言、その政策実現のための活動を記述し、広報することを基本としている。ガイドラインに規定する「住民の意見を議会活動に反映させること等を目的にしたものであること。」に該当したものであり、按分率100パーセントとしている。
キ 錦織陽子議員 (広報費)	・これまで全ての議会で調査活動をし、質問しており、その都度、議会報告を出している。議会報告とその他の活動費は分けている。報告の内容も議会、県政報告のみで広報している。郵送の際も私的、党、後援会に係るものは一切同封していない。封筒やコピー用紙も他の活動と分けて使用しているので按分率100パーセントとしている。

ク 浜崎晋一議員 (広報費)	・議会活動印刷費については、政務調査活動と異なる記事記載について按分率90パーセントとしている。 ・議会報告に係る郵送料、葉書費用は、前議会の報告と次議会の質問案件について報告しているもので按分率100%としている。 なお、議会報告に係る郵送料、葉書費用については、当初は按分率100パーセントで回答されていたが、次のとおり修正の考え方が示された。 6月16日の議会報告は、後援会活動を内容とするものであり、政務調査費の対象ではない。12月8日、3月8日の議会報告は、政務調査活動と後援会活動が混在しており、その按分率については、事務所費の按分率と同じ、80パーセントである。
ケ 浜田妙子議員 (事務所家賃、電気料、ガス代、水道代及び灯油代)	・水道、ガス及びトイレは、政務調査に係る補助職員の使用が大部分を占めるので、政務調査活動90パーセントとしている。 ・電気、事務所・駐車場賃借料及び灯油は、水道、ガス、トイレに比べ、個人的相談の対応や政務調査活動以外での会合や原稿作成での使用頻度が高いため、政務調査活動を按分率80パーセントとしている。
コ 福間裕隆議員 (広報費)	・議会だよりの内容は、全て本会議場における質問、答弁のみを記載したものである。従って、作成経費については按分率100パーセントを計上した。郵送料、折り込み料についても上記議会だよりのみを郵送し、新聞折り込みとしたので按分率100パーセントで計上した。
サ 藤井省三議員 (事務費)	・パソコンは複数機もっており、政務活動用は携帯可能なものを購入し、政務調査活動と他の活動は分けて使用している。計上しているパソコン、パソコンプリンターカートリッジ、コピー用紙は、政務調査用である。その他の事務用品も政務調査用とその他の活動とは分けて購入しているので按分率100パーセントとしている。 ・事務委託契約を結んでいるが、政務調査補助職員分を按分率90パーセントで計上し、他の法人職員が電話、文書を受け取ることがあるので、残り10パーセントは個人負担とした。議会活動、後援会活動等については個人負担としている。

なお、按分率については、簡便な按分率の基準の導入について意見を付しているところである。

3 その他個別摘示事項について

(1) 市谷知子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

補助職員の月々の賃金と年2回の一時金の受取人が日本共産党鳥取県委員会である領収書によってなされており、党県委員会の仕事と政務調査の仕事との仕分けも不明瞭である。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助職員の勤務実態等の確認を行った。雇用関係の覚書、出勤簿等で補助職員は1名であること、市谷議員の政務調査の業務のみを行っていることを確認しており、勤務実態に基づいて支出されているものであり、不適切な支出ではないと判断した。

(2) 上村忠史議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 燃料費等について

(ア) 請求人の主張要旨

3月30日の141,672円のガソリン代金は、1年間分のガソリン代を、議員が支払った実費に基づくことをしないで、自分の車（リース車）の年間走行距離と県内の年間ガソリン単価の平均値に基づいて算出して計上したものである。当該計上はガイドラインに示された方法を踏襲していない。

県外出張時の5月26日の燃料費及びワイパー購入費5,571円、3,405円を按分率6割で計上しているが、3人が1台に同乗しているので1/3にするべきではないか。

(イ) 監査の結果

3月30日のガソリン代金は、これを立替えた会社から1年間分を一括で請求され、詳細がわからなかったため、算出方法として年間の平均単価を使ったものであり、一つの算出方法として認め得るものとして運用されており、不適切な支出ではないと判断した。

5月26日の燃料費及びワイパー購入費は、水耕栽培の現地視察のために関係者6人が車2台に分乗した際の経費である。車2台はいずれも議員本人が所有していない車であり、車の付属部品であるワイパー購入費600円は、不適切な支出であると判断した。また、燃料費については、同乗した人数で除して按分するのが適当と判断され、按分した額の6割を超過した1,829円、1,362円は、不適切な支出であると判断した。

イ 懇親会費について

(ア) 請求人の主張要旨

6月25日の日本会議・広島懇親会費は、ガイドラインの枠（5,000円）を超えるものであり認められない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインの食糧費の上限額5,000円は、平成23年10月1日から適用されるものであり、当該経費は、それ以前の県外の食糧費の執行基準の上限額（15,000円）以下であるため、不適切な支出ではないと判断した。

ウ 宿泊費について

(ア) 請求人の主張要旨

6月28日の宿泊料4,800円は、何の目的で宿泊したのかの説明がない。

8月22日の宿泊料4,800円は、議会常任委員会への出席に係るものであり、議会費から費用弁償されるべきものではないか。

11月18日の全国育樹祭参加経費の内訳は、宿泊料3万500円と名所「春日山原生林」の視察料6,000円であり、宿泊費の限度額も超え、不適正な計上である。

(イ) 監査の結果

6月28日の宿泊料について、議員に対し、関係人調査を行ったところ、政務調査活動であることを証明するものがないとの回答があった。そのため、宿泊料4,800円は不適切な支出と判断した。

なお、平成23年度政務調査費収支報告書は、議員により平成25年7月25日付けで当該摘示事項（宿泊料4,800円）を削除した修正報告がなされている。

8月22日の宿泊料について、証拠書類の内容から政務調査活動に係る経費の対象と確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

11月18日の全国育樹祭参加経費については、主催者が指定した宿泊施設、春日山原生林の視察を含めた行程により、政務調査活動を行ったものであり、不適切な支出ではないと判断した。

エ 入館券について

(ア) 請求人の主張要旨

鳥取なしっこ館（鳥取二十世紀梨記念館）の入場券代は、領収書ではなく入館券のコピーであり、実費の証明とはならず不適正な計上である。

(イ) 監査の結果

鳥取二十世紀梨記念館の入館券は、同記念館で領収書として取り扱われていることを確認したので、不適切な支出ではないと判断した。

オ 北方領土視察について

(ア) 請求人の主張要旨

北方領土視察は、県政への反映がどのようになされたか不明であり、政務調査費を充当することは疑問である。

(イ) 監査の結果

北方領土については、国や直接該当する地域だけではなく全国的に取り組むべき問題として、鳥取県においても県を事務局とする県民会議を設置して署名活動や県民大会の開催等の返還要求運動を実施しており、県議会においても北方領土問題の早期解決を求める意見書を国に提出する等の取り組みを行っている。北方領土の視察や意見交換は、不適切な支出ではないと判断した。

カ 会費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月27日～1月27日に亘って15件の会費の計上があるが、これらの会に対してどのように政務調査活動を行っているのか、その実態が説明されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、会費について関係人調査を行ったところ、会に参加して意見交換を行ったり、記事等を自己研鑽の参考にしているとのことであったので、九州大学親和会を除き、政務調査活動として認め、不適切な支出ではないと判断した。九州大学親和会は個人的資格要件で加入している団体と認め、その会費1,000円は、不適切な支出と判断した。

なお、平成23年度政務調査費収支報告書は、議員により平成25年7月25日付けで当該会費（1,000円）を削除した修正報告がなされている。

(3) 内田隆嗣議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

勤務簿に年間勤務日数255日となっているが、補助員の業務内容の説明が無く、政務調査の仕事をしたのか不明瞭である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、勤務日数を記載することとされており、勤務内容の記載まで求めているが、議員に対し、関係人調査を行ったところ、政務調査活動に係るものと確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

(4) 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項

ア ガソリン代について

(ア) 請求人の主張要旨

8月分（8月29日）と11月分（11月13日）に1日2回のガソリンの給油がされた記録があり、本人以外の車への給油ではないかとの疑問がもたれる。

(イ) 監査の結果

議員に対し、ガソリン代について関係人調査を行ったところ、本人が使用している同一の車に給油したことを確認したので、不適切な支出ではないと判断した。

(5) 興治英夫議員の政務調査費に係る摘示事項

ア ガソリン代について

(ア) 請求人の主張要旨

8月3日3.56リットル、8月11日54.2リットル、8月25日54.02リットルの計111.78リットルの給油は、1か月の給油量として多い。

(イ) 監査の結果

ガソリンの給油量に上限は設けられておらず、政務調査に使用されている車に給油されていることを確認し、その6割の按分の計上がされているものであり、不適切な支出ではないと判断した。

(6) 国岡智志議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務所経費の支出先について

(ア) 請求人の主張要旨

多くの支出が議員と同じ姓の者を代表者とする（有）国岡建材になされている。そのうえ、10枚余の領収書が、納入業者の側で按分され、按分後の金額を受領したとする領収書となっていた。

(イ) 監査の結果

国岡議員の事務所は、11月まで（有）国岡建材の事務所を間借りして使用しており、11月までの事務所に係る経費については、納入業者の側で按分されたものでなく、貸主である（有）国岡建材が各事業者から請求があった全体額に対して、国岡議員の事務所使用に相当する部分や使用実績によるものを割り当てて請求したものであり、不適切な支出ではないと判断した。

イ 通信費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月分通信費は、平成24年度分に係る経費である。

(イ) 監査の結果

領収書の内容を確認したところ、3月に使用した通信費に係るものであることを確認したので、不適切な支出ではないと判断した。

ウ 情報化設備分担金等について

(ア) 請求人の主張要旨

11月9日の智頭町 I R U 設備設置工事地域情報化分担金43,000円は、本来地域住民として負担すべき経費である。

また、事務所の修繕に係る経費について、国岡議員は事務所を賃借しており、借主がこれを負担する理由がない。通信機器接続工事代9,765円、事務所ドア修繕部品代498円、事務所トイレ備品代2,476円の支出計上分は、事務所貸主が負担すべき支出である。

(イ) 監査の結果

智頭町 I R U 設備設置工事地域情報化分担金は、智頭町情報化計画（「超高速インターネット接続」「I P 告知放送」「町内無料 I P 電話」等）の実施によるもので、同町が事務所分として請求しているものであるので、不適切な支出ではないと判断した。

また、通信機器接続工事代、事務所ドア修繕部品代、事務所トイレ備品代は、資産形成に当たる支出ではなく、借主が負担する通常の維持経費の範囲内と考えられるので、不適切な支出ではないと判断した。

エ 事務所賃借料について

(ア) 請求人の主張要旨

12月20日の「11月分事務所賃借料30,000円」と12月28日の「11月分事務所賃借料15,000円」は重複した支払ではないか。

(イ) 監査の結果

11月の事務所の移転に伴い、11月分のみ2か所を事務所として使用したものである。実際に事務所として使用されていることを確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

(7) 砂場隆浩議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 火災保険料について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費として4月30日に2回計上されている県政ひろば火災保険料4,209円は領収書が同じ内容であり、重複しているのではないか。

(イ) 監査の結果

議員に対し、県政ひろば火災保険料について関係人調査を行ったところ、事務所として借りているビルの1階と2階の火災保険料であるとの回答があったので、不適切な支出ではないと判断した。

(8) 谷村悠介議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務用品（ファイル）について

(ア) 請求人の主張要旨

これほどの数（20,250円、購入件数17件）のファイル全てを政務調査活動に使用したことを示す書類が存在しない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは事務用品費の上限額は設けられておらず、事務用品として購入したファイル（20,250円、購入件数17件）は適正を欠くほど多いとまでは言えない。また、ガイドラインでは使用実績を示す書類までは求められてなく、不適切な支出ではないと判断した。

イ 年度末の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

3月30日と3月31日の2日間に計上した事務費並びに調査研究費計10件の計上は、年度末の駆け込み購入で、当該年度政務調査活動に寄与しない支出である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、「政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給するものである。」と規定されている。

議員に対し、年度末購入した物品について関係人調査を行ったところ、紙折り機など、年度末の活動に用いる必要性が認められるものもあったが、ICレコーダー21,780円、ビデオデッキ19,800円、カラープリンター41,800円、プリンターインク10,000円、USBメモリー8,320円、オートシード型モバイル9,680円、パソコン97,440円については、年度内に購入する必要性について、明確な回答が得られなかったため、当該年度の政務調査活動に寄与したとは認め難く、不適切な支出であると判断した。

ウ 書籍代について

(ア) 請求人の主張要旨

事務費と資料購入費の出納簿や領収書の説明記載が「事務用品（ファイル）」あるいは「政務調査用書籍代」（〇〇書店）となっており、支出の内容が不明のケースがほとんどであった。

(イ) 監査の結果

議員に対し、書籍について関係人調査を行ったところ、事務費については政務調査に必要なものと、私用等とは完全に分けている。書籍については、本屋で政治と関連すると思われる書籍を買い、全く無関係のものは除外しているとの回答を得た。ガイドラインでは書籍名の記載の義務づけはなく、ガイドラインには反してはいないことから、不適切な支出ではないと判断した。

(9) 鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 切手代について

(ア) 請求人の主張要旨

7月22日(8,000円)、1月18日(5,680円)、及び3月30日(8,000円)の広報費については、「切手代」とだけ記入されていて、その使用目的の説明が何も示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、切手代について関係人調査を行ったところ、県政報告の郵送に使用したものであることの確認ができたので、不適切な支出ではないと判断した。

(10) 錦織陽子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 広報費の郵送料について

(ア) 請求人の主張要旨

2月13日、3月12日の議会報告郵送料は、金額的にもそれぞれ200円と800円といった少額の支出であり、2～3か所、10か所に送付したものと考えられ、広報とは言えない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、郵送料について関係人調査を行ったところ、県政報告の発送先を追加したものであるとの回答を得た。県政報告について、当初の発送先に追加して発送したものであり、不適切な支出ではないと判断した。

(11) 浜崎晋一議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

3月30日の人件費は、派遣会社への支払いと思われる。当該ケース「派遣会社への支払い」は雇用とは異なり、更に勤務日数の記載もなく、業務内容の説明もない。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助員の勤務実態等の確認を行った。派遣会社等への支払いについて、雇用と同じ業務実態があれば、運用として認めていることを確認した。また、事務委託契約書や出勤簿等で確認したところ、雇用関係、勤務日数等の実態が確認できた。勤務実態に基づいて支出されているものであり、不適切な支出ではないと判断した。

(12) 浜田妙子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 水道料について

(ア) 請求人の主張要旨

平成24年5月15日に計上されている平成24年3月分水道料については、既に同年3月15日の支払で1年間分（年6回）の水道料の支払を終了しているので、計上は認められない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインの改正により、平成23年10月1日以降、口座振替、クレジット払い等の支払方法で当該年度外の利用が含まれる場合は、従来、支払年度で計上することができたものが使用年度に計上するよう改められた。このため、平成24年5月の支払分のうち3月使用分について、使用年度である平成23年度分として計上された。これはガイドラインに則した結果であり、不適切な支出ではないと判断した。

(13) 廣江弐議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月28日に人件費1,445,913円が支出計上されているが、按分率の計算式〔(A)25%/(A)25%+(B+C)10%+(D)65%〕の意味が不明であるばかりか、給与等が支払われたという事実を証明する領収書がない。また、政務調査の仕事25パーセントと他の75パーセントの仕事の仕分けが不明瞭である。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助職員について勤務実態等の確認を行った。按分率のA、B、C、Dは、ガイドラインの按分計算の例で示されている定義と同じで、

- (A) 政務調査研究活動の割合、(B) 政党活動の割合、(C) 後援会活動の割合、(D) その他の活動の割合

とのことだった。

補助職員について雇用通知書や出勤簿等で雇用関係、勤務日数等の実態が確認でき、また、給与等の額が勤務実態に基づいて支出されていることから、不適切な支出ではないと判断した。

(14) 福田俊史議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 電気代について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費の中で5月分～翌年3月分の事務所電気代が80パーセント按分してもなお11か月合計287,771円（平均26,161円／月）と非常に高額な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、電気代について関係人調査を行ったところ、借りている事務所が以前は自動車ディーラーのショールームであったため、既定の基本料金であったとの回答があった。事務所の経費として支出したものを80パーセント按分して計上したものであり、不適切な支出ではないと判断した。

イ ガソリン代について

(ア) 請求人の主張要旨

福田議員の調査研究費で月々のガソリンの給油日、給油量、単価等の記載が無い。政務調査活動を含む議員活動に掛った燃料費の実費であることを示す根拠（実績）がない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、ガソリン代について関係人調査を行ったところ、給油日、給油量、単価等の内容が確認でき、不適切な支出ではないと判断した。

ウ 食糧費について

(ア) 請求人の主張

飲食を伴うエンジン01ウエルカムパーティーの懇親会費に100パーセント充当している。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動費としての懇談会等での飲食経費について、自己負担分の食糧費として支出することは認められており、不適切な支出ではないと判断した。

エ 会費について

(ア) 請求人の主張要旨

青年会議所シニアクラブ意見交換会会費6,000円は、5,000円の上限額を超えている。自衛隊鳥取案内募集所協力会懇親会費の活動実態の説明がなく、飲食を主とした懇親会のための経費である。ホッケー協会役員会費は、活動実態の説明がなく、活動を実施した証拠もない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、関係人調査を行ったところ、青年会議所シニアクラブ意見交換会会費は鳥取県経済の実情の把握、自衛隊鳥取案内募集所協力会懇親会費は隊員の募集活動・県民の防災意識の向上、ホッケー協会役員会費は他県のスポーツ振興の取組・選手の育成方法等について、情報収集や意見交換を行っているとの回答を得た。また、青年会議所シニアクラブ意見交換会は9月16日に行われたものであり、ガイドラインに定められた改正前の食糧費の上限額は10,000円となっているので、不適切な支出ではないと判断した。

オ 事務所の移転費について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費として3月30日に支出計上している事務所移転費用60,000円はガイドラインに定めている「事務所の設置及び管理に要する費用」以外の費用である。また、年度末であり、当該年度の政務調査活動に寄与することは無かったと考えられる。

(イ) 監査の結果

議会事務局に運用について確認したうえで、事務所の移転経費は、活動拠点の維持に必要な経費と考えられ、資産形成に繋がるものではないため、不適切な支出ではないと判断した。

カ 年度末の備品購入について

(ア) 請求人の主張要旨

3月26日に支出計上している備品（自転車）購入費94,500円は、年度末に駆け込みで購入したものである。

(イ) 監査の結果

議員に対して、自転車の購入について関係人調査を行ったところ、9月28日に納入され、使用実態が確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

キ 事務用品について

(ア) 請求人の主張要旨

購入物品の内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務用品について関係人調査を行ったところ、購入物品名が確認でき、不適切な支出ではないと判断した。

(15) 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 燃料費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月～翌年3月までの月々の燃料費のガソリンを給油した実費の記載がない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、燃料費について関係人調査を行ったところ、ガソリンの給油実績の確認ができ、不適切な支出ではないと判断した。

イ 交通費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月20日の交通費について、県外調査活動報告書の内容に県政に関する具体策が何も示されていない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは政務調査活動報告書について様式を定め、調査事項、調査年月日、場所、調査の相手方、目的・内容・結果等をまとめることとされている。

所定の様式にそれぞれの項目に沿って記載されており、不適切な支出ではないと判断した。

ウ 事務用品について

(ア) 請求人の主張要旨

事務費については、証拠書類に事務用品としか記されておらず、購入した物品の内容が示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務用品について関係人調査を行ったところ、購入物品名の確認ができ、不適切な支出ではないと判断した。

エ コピー機のリース料について

(ア) 請求人の主張要旨

カウント料金制になっておらず、3か月分のリース料99,225円（90%按分後）は、高額過ぎるのではないかと。

(イ) 監査の結果

コピー機のリース契約の内容は議員の判断に任されている。また、コピー料金に上限額は設けられてなく、リース契約の事実に基づく計上である以上、不適切な支出ではないと判断した。

オ 事務委託料について

(ア) 請求人の主張要旨

事務委託業務の内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務委託料について関係人調査を行ったところ、委託業務の内容（政務調査活動に係る事務）の確認ができ、不適切な支出ではないと判断した。

(16) 藤縄喜和議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

人件費について、調査事務補助員賃金の受領者は親族（息子）と思われる。その親族がどのような政務調査の仕事を行ったのか説明されていない。また、勤務実態が不明瞭である。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助職員について勤務実態等の確認を行った。勤務実態等について雇用契約書や出勤簿で確認したところ、雇用関係、勤務日数等の実態が確認できた。この勤務実績に基づいて支出されているものであり、ガイドラインで親族への支払いが認められていないのは配偶者のみであり、不適切な支出ではないと判断した。

(17) 安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

人件費について、平成24年3月31日に補助職員の年間分の賃金と通勤費をまとめて支払ったことになっており、労働基準法第24条第2項に違反している。また、業務の実態が不明瞭である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、人件費について関係人調査を行ったところ、補助職員の賃金、通勤費は、年間分の領収額を証した書類を領収書として扱っているものであり、毎月、月額を支払っているとの回答を得た。領収書は、本来、支払の都度入手すべきであったが、実態から判断して、不適切な支出ではないと判断した。

(18) 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項

ア リース車両について

(ア) 請求人の主張要旨

調査研究費について、自動車リース料を支払っていながら、自動車共済保険料20,337円並びに車両整備費138,000円を借主の議員が支払う必要はない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、リース車両について関係人調査を行い、自動車賃貸借契約書を確認したところ、自動車共済保険料、車両整備費の経費は借主が負担する契約書となっていた。

また、議会事務局から平成23年9月30日以前は、車検費用や保険料等の充当が運用として認められていたことを確認した。いずれも9月30日までに係る経費で、按分したものであり、不適正な支出ではないと判断した。

イ 会費について

(ア) 請求人の主張要旨

県左官業協同組合総会経費について、活動内容が不明で飲食が主と思われる。

(イ) 監査の結果

議員に対し、総会経費について関係人調査を行ったところ、左官業協同組合の総会では年間の総括と次年度の県に対する要望、懇親会では個人間での意見交換ができ、生の声が聞き取れるよい機会で意義があるとの回答を得たので、不適切な支出ではないと判断した。

第10 意見

本件監査の結果は、以上のとおりであるが、ガイドラインの運用について以下のとおり意見を付す。

政務調査費の使途等について、議員は、条例第4条第2項に基いて定められたガイドラインを尊重して、適切な執行を行うこととされている。

これまで、透明性の確保と説明責任を果たすとの観点から、ガイドラインは議会において幾度も見直しが行われ、改善が図られ、運用されているところである。

このたびは、平成23年度を対象に当時のガイドラインに規定されている内容と照らし合わせて適切に行われているかとの観点で監査を行ったが、ガイドラインの規定に反しているとは言えないものの、政務調査活動の目的、内容等が十分に明示されているとはいえない事例が見受けられた。

1 ガイドラインの運用の徹底について

特に、次の事項については、議員にガイドラインの規定の趣旨が十分に理解されていないことが要因となっていると思われるので、今後、趣旨に沿った運用について、一層の徹底を図られたい。

(1) 領収書等について

領収書等について、ガイドラインでは、「支出目的や内容が政務調査活動の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性の高いものについては、内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的、理由等を追記すること。」と規定されている。

監査を行ったところ、特にガソリン代、資料購入費（書籍購入）は、原則として領収書が証拠書類となることから、これにこだわるあまり、内容のわかるレシートに替え、手書きの領収書等を添付したため内容が不透明となっているものが多く見受けられた。証拠書類としての透明性を確保する観点から、領収書等に代えて、購入したものの内容がわかるレシートも証拠書類として認められることの周知も図られたい。

(2) 会費について

会費については、ガイドラインでは、「支出目的や内容が政務調査活動の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性の高いものについては、内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的、理由等を追記すること。」と規定されているにも関わらず、会の活動内容等の説明が不十分なため、政務調査活動の対象であるか直ちに判断できないものが見受けられた。

については、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務活動として適当であることが必要であるため、団体の概要がわかる資料等を添付するよう徹底されたい。

(3) 政務調査活動報告書について

政務調査活動報告書については、所定の様式に沿って記載されているものの、視察の目的や参加した研修会の内容が具体的に記載されていないものなど、政務調査活動の報告書として十分でないと思われるものがあつた。当該政務調査活動の具体的な目的、内容、結果等がわかるように記載するよう徹底されたい。

2 按分率の記載について

このたびの監査において、出納簿、証拠書類を確認したところ、多くの議員が按分率の記載に留まり、それ以上の説明がないものがほとんどであつた。

按分率の根拠の算出方法は、事実上、各議員の判断に委ねられており、また、ガイドラインでは、具体的な根拠まで決めていないので、按分根拠の明示方法は、各議員の自己申告に任せた形となっており、その客観性の程度についても、各議員で差が出ているのが現状であつた。

ガイドラインでは経費の按分について、実際の活動において、政務調査活動以外の活動と渾然一体となることが多いと考えられることから、政務調査費のより一層の透明性を高めるため、政務調査活動の割合が100パーセントの場合を含め、原則として証拠書類に按分率の設定の考え方を明示することが規定されている。

従来からガイドラインの改正は、政務調査費の透明性を高め、説明責任を果たすとの観点から改善が進められてきているが、按分率については、政務調査活動以外の活動と渾然一体となっている実態からみて、その根拠を詳細に明らかにすることについては一定の限界があることも否めない。このため、按分の根拠が明確にできない場合は、簡便な按分方法も取り入れることも考えられる。

そこで、按分率について、広報誌の紙面割合、業務割合、勤務時間など明らかな根拠が明示される場合を除き、効率的かつ客観的に按分率を適用できるよう、下記のような簡便な按分率の基準を示すことも改善策のひとつと考えられるので、今後検討されたい。ただし、導入に当たっては、全体的な費用が増加するようなことがあってはならないため、その割合については議員活動の実態を考慮することが必要であり、かつ県民の理解の得られる水準であることも必要である。

【簡便な按分率の基準の例】

- A : 政務活動＋政党活動＝ $1/2 + 1/2$
- B : 政務活動＋後援会活動＝ $1/2 + 1/2$
- C : 政務活動＋その他＝ $1/2 + 1/2$
- D : 政務活動＋（政党活動＋後援会活動）＝ $1/3 + (1/3 + 1/3)$
- E : 政務活動＋（政党活動＋その他）＝ $1/3 + (1/3 + 1/3)$
- F : 政務活動＋（後援会活動＋その他）＝ $1/3 + (1/3 + 1/3)$
- G : 政務活動＋（政党活動＋後援会活動＋その他）＝ $1/4 + (1/4 + 1/4 + 1/4)$

3 おわりに

ガイドラインについては、平成24年11月28日及び平成25年1月18日に監査委員から議長に対し、「親族の雇用、企業・団体等に対する人件費の支出、勤務実態の明確化、事務所維持費の基準、会費・食糧費等の政務調査活動の明確化」などについて改善の申入れを行い、議会改革推進会議で慎重に審議がなされた結果、申し入れの趣旨を踏まえ平成25年3月26日にガイドラインが改正され、「政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針」が定められた。

今後は、改正後の指針に基づき、今回意見で述べた点に留意して、より一層、政務調査費の透明性を高めるとともに十分な説明責任を果たされるよう適切な運用を徹底されたい。